

石綿取扱作業従事者 特別教育のご案内

石綿等が使用されている建築物、工作物または船舶の解体等の作業（石綿則第4条）を行う際、石綿によるばく露により肺がんなどの重度の健康障害を引き起こす危険性があることから、作業を行う従事者には「石綿取扱作業従事者特別教育」（安衛則第36条37号）の修了者を就かせることが、事業者
に義務付けられています。

当センターでは事業者の皆様代わりに、下記のとおり特別教育を実施いたします。該当する方は、この機会にぜひとも受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 実施日時 令和7年4月11日（金）8：00～14：10
（7：40集合） 講習時間 4時間30分
2. 会場 遠紋地域人材開発センター
遠軽町岩見通北10丁目1番地4 ☎ 0158-42-4037
3. 講師 高田 昌昭 氏
（公益社団法人留萌地域人材開発センター運営協会 会長）
4. 受講料 8,000円（テキスト代含む）
5. 申込方法 お電話で受講人数をご予約ください。その後、別紙申込用紙に必要事項を記入のうえ、写真2枚（縦3.0cm×横2.4cm：裏面に氏名記入）および受講料を添えてお申し込み下さい。
6. 締切日 令和7年3月19日（水）
定員30名になり次第、締め切ります。
7. その他 ご不明な点がございましたら、お電話にてお問い合わせ願います。
【お申込み・お問い合わせ先】

遠紋地域人材開発センター運営協会 ☎ 0158-42-4037

◆ 石綿取扱作業従事者特別教育内容 [4時間30分] ◆

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1) 石綿の有害性 | 30分 |
| (2) 石綿等の使用状況 | 60分 |
| (3) 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置 | 60分 |
| (4) 保護具の使用法 | 60分 |
| (5) その他石綿等のばく露の防止に関し必要な事項 | 60分 |

以上